

平成22年（行ウ）第11号

原 告 宮 部 龍 彦
被 告 滋 賀 県

原告第4準備書面

平成23年9月5日

大津地方裁判所民事部合議B係 御中

原 告 宮 部 龍 彦

第1 被告第4準備書面により明らかになった事実について

本件文書が公開情報により公開しなければならないことは既に述べた通りであるが、被告第4準備書面により原告が知らなかった事実がいくつか明らかになっていることから、それらについて説明する。

1 本件公文書1「同和対策事業に関する地図」の公開条例第6条第1号への非該当性

被告の説明によれば、本件公文書1は地図と、事業の概要を説明する台帳からできている。少なくとも台帳部分に関しては「同和地区に居住している人」を特定するものではなく、公開条例第6条第1号の「個人に関する情報」に該当しないことは明らかであるから、少なくとも公開条例第7条各号により公開しなかったことは違法である。

被告の説明の趣旨は、本件公文書1の地図は国土基本図を用いており、その国土基本図は1軒1軒の建物が記載されているから同和地区の住民を特定できるため、公開条例第6条第1号の「個人に関する情報」に該当するという趣旨であると考えられる。特に愛荘町内の同和地区に関しては、地区界が緑色の線で示してあるということである。

しかし、地区界は被告が認識するところの同和対策の対象となる多数の所有

者、居住者が存在する区域を囲ったものに過ぎないから「個人に関する情報」ではない。例えば、乙31号証（大阪高裁判決）で個人に関する情報と判断された、住居表示の旧新対照表は原文書では文字通り個人名が記載されていたもので、土地の所有者ごと分解できる情報であるが、本件公文書1は明らかに性質が異なる。

例えば、「愛荘町長塚は同和地区である」と言った場合、住宅地図や不動産登記簿により愛荘町長塚という行政区画の住民、土地所有者は個人単位で判別可能であり、同和地区の住民を認識できる。また、「草津市木川町の宮前団地は同和住宅だ」と言った場合も、同様に住民が行政が認定する同和関係者であることを認識できる。それら事実と比べると、相当の広さをもつ土地の属性を「個人に関する情報」と判断することは、拡大解釈し過ぎである。

2 愛荘町内の同和地区の区域の公開条例第6条アへの該当性

乙50号証にある通り、同和対策事業は住民生活や地域環境に対して相当な規模で行われていることから、ある地域で同和対策事業が行われたことは隠すことができないことであるし、同和地区の場所が公になることを前提として行われたものである。甲70号証にある通り愛荘町では固定資産税の同和対策減免が事実上町長の裁量だけで行われているが、本来は憲法84条および地方税法367条により減免の要件（この場合は対象地域）を定めなければならないものであり、少なくとも愛荘町内でどの地域が減免の対象となる同和地区であるか事実として周知されていなければ成立し得ない制度である。

同和地区指定はいわゆる被差別部落とされた集落を対象としたものである。そして、集落は通常1つまたは複数の自治会に対応する。長塚の住居案内図を甲27号証として提出しているが、これもまたその性質上、普通は自治会単位で作成されている。甲5号証にある部落解放同盟滋賀県連合会長塚支部名簿と住宅案内図を照合するとよく一致しており、愛荘町長塚の自治会と、原則として同和地区住民で構成される解放同盟支部がほぼ一体であり、住居案内図にある世帯が同和地区内の世帯であることを示している。従って、長塚の同和地区

内の世帯は住居案内図と一致しており、それは行政区画としての愛荘町長塚の全域と、愛荘町島川、愛荘町栗田の一部である。従って長塚の自治会の区域は慣行として公にされ、必然的に長塚同和地区の区域も公にされているため、少なくとも長塚の同和地区の区域は公開条例第6条アに該当する。

証 拠 説 明 書

平成23年9月5日

大津地方裁判所民事部合議B係 御中

原 告 宮 部 龍 彦

号 証	標 目	原本/写し	作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲70	固定資産税の同 和対策減免の廃 止について	写し	H20.12.9	愛荘町	愛荘町で平成25年度まで同 和対策固定資産税減免が行わ れていること。